

## 由利本荘市地域おこし協力隊「果樹農家になろうプロジェクト」instagram 運用ポリシー

由利本荘市農業振興課所属の地域おこし協力隊は、農家等の支援を受けて果樹の栽培技術を学びながら、由利地域の果樹を市内外へPRして興味・関心を集めることを目的とし、「由利本荘市地域おこし協力隊果樹農家になろうプロジェクト instagram アカウント」(以下「当アカウント」) を取得し、広く情報発信をしていきます。

instagram を通じた情報発信にあたり、利用者に誤解や混乱が生じないよう次のとおりアカウントの運用方針を定めます。

### 1. アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名：instagram（インスタグラム）
- (2) アカウント名：appleproject\_yurihonjo
- (3) アカウント URL：  
[https://instagram.com/appleproject\\_yurihonjo?igshid=YmMyMTA2M2Y=](https://instagram.com/appleproject_yurihonjo?igshid=YmMyMTA2M2Y=)
- (4) アカウント運営者：由利本荘市 農業振興課 地域おこし協力隊

### 2. 発信する職員の心がまえ

由利本荘市地域おこし協力隊として、正確な情報の発信に努めるとともに、情報をより身近に感じてもらうために専門用語を多用せず、口語で発信します。

### 3. 発信する主な内容

- (1) 協力隊が、由利地域の果樹・農業のPRにつながる市内の風景、魅力スポット、イベント等の写真や動画を撮影し、簡単な説明文等を添えて投稿します。
- (2) ハッシュタグ「#果樹農家になろうプロジェクト」を付して投稿された写真や動画を地域おこし協力隊が選考し、投稿者の同意が得られたものについては、当アカウントにて再投稿（リポスト）します。

### 4. 知的財産権

- (1) 当アカウントから発信する個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する知的財産権は、由利本荘市または原著作権者に帰属します。
- (2) 当アカウントから発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することは出来ません。
- (3) 当アカウントが再投稿（リポスト）した情報に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属します。

### 5. 免責事項

- (1) 当アカウントの投稿は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有

用性について保証するものではありません。

- (2) 利用者が当アカウントの投稿を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った直接・間接的な損失について、運営者は一切の責任を負いません。
- (3) 利用者が投稿した内容については、運営者は一切の責任を負いません。
- (4) 当アカウントは、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがあります。
- (5) 上記のほか、当アカウントに関連する事項に生じたいかなる損害について、運営者は一切の責任を負いません。

## 6. 注意事項

- (1) 当アカウントへのコメント、メッセージ等を通じた個々のご意見への対応は、原則行いませんのでご了承ください。回答をお求めの場合は、産業振興部農業振興課(nosui@city.yurihonjo.lg.jp)へ直接お寄せください。
- (2) 当アカウントのページをご利用いただく際には、下記事項に関するコメントは御遠慮ください。なお、下記事項に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなくコメントの全部又は一部削除を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。
  - 特定の個人、企業、団体、国、地域などを誹謗中傷する内容
  - 他者の人権を侵害する恐れのある内容
  - 暴言、卑猥な表現および公序良俗に反すると認められる内容
  - なりすましや存在しないメールアドレスを記載するなどの行為
  - 法令等に違反する内容および違反をそそのかす内容
  - 広告、宣伝、勧誘、営業活動と認められる内容
  - 犯罪を助長、誘発する恐れがあると認められる内容
  - 政治活動、宗教活動と認められる内容
  - 「Instagram 利用規約」に反する内容
  - 有害なプログラムなどを含む内容
  - その他、ページ運用上、由利本荘市が不適当と判断した内容
- (3) 当アカウントからの情報発信は、令和4年5月20日以降開始します。

## 7. 運用ポリシーの変更

予告なく変更や方法の見直しまたは中止をする場合があります。

## 8. 適用

この運用ポリシーは、令和4年10月1日から適用します。ただし、令和5年3月31日までは試験運用期間とします。